資 料

意匠法特有の制度の概要

今 井 貴 子*

抄 録 意匠法は、意匠の特質に鑑み、特許法等にない特有の制度を設けています。特有の制度には、独創的で特徴ある部分を保護する「部分意匠制度」、システムデザイン等の意匠を保護する「組物の意匠制度」、バリエーションの意匠を保護する「関連意匠制度」、流行性に富む意匠の公開時期と実施時期を合わせる「秘密意匠制度」、動く形状の意匠を一出願で保護する「動的意匠制度」があります。

目 次

- 1. はじめに
- 2. 部分意匠制度
 - 2. 1 部分意匠制度とは
 - 2.2 部分意匠の登録要件
 - 2.3 部分意匠の類否判断
 - 2. 4 部分意匠の意匠権の効力
 - 2.5 実務上の留意点
- 3. 組物の意匠制度
 - 3.1 組物の意匠制度とは
 - 3.2 組物の意匠の登録要件
 - 3.3 組物の意匠の効力と留意点
- 4. 関連意匠制度
 - 4.1 関連意匠制度とは
 - 4.2 関連意匠の登録要件
 - 4.3 関連意匠の効力と留意点
- 5. 秘密意匠制度
 - 5.1 秘密意匠制度とは
 - 5.2 秘密意匠の請求の効果と留意点
- 6. 動的意匠制度
- 7. おわりに

はじめに

意匠法が保護する意匠は,模倣が容易であり, 流行性を有する物品の美的外観であるため,意 匠法には,他法にない特有の制度があります。 強い意匠権を得るためには、特有の制度をうまく利用するのも1つの方法であると考えます。しかし、特有の制度には、初級者には聞き慣れない「部分意匠」「関連意匠」等の制度があり、これらの制度について質問を受けることがあります。本稿では、意匠実務の手助けになるよう、意匠法特有の制度の概要について、初級者向けに以下に説明します。

2. 部分意匠制度

2. 1 部分意匠制度とは

部分意匠制度とは、平成10年の意匠法改正 (平成11年1月1日施行)により導入された制 度であり、物品の部分の形状、模様若しくは色 彩又はこれらの結合についても、意匠として保 護する制度をいいます(2条1項かっこ書)。

従前は、物品の部分に係る形状等は、それ自 体が独立して取引の対象とならないため、意匠 として保護されませんでした。

しかし,近年のデザイン開発においては,デ ザインの創作の重点を物品の部分に移行させ,

^{*} 弁理士 Takako IMAI

人材と費用を集中的に投下する傾向となってきています。その一方では、独創的で特徴ある部分を取り入れつつ意匠全体での侵害を避ける巧妙な模倣も増加しており、従来の意匠制度の下では、十分にその投資を保護することができませんでした。そこで、独創的な創作がなされた物品の部分の意匠に係る意匠を保護するために、部分意匠制度が導入されました」。

2. 2 部分意匠の登録要件

部分意匠として登録されるためには、新規性(3条1項)等の通常の意匠の登録要件を満たす他に、意匠法2条1項の定義より、「(1)物品と認められるものであること(2)物品自体の形態であること(3)視覚に訴えるものであること(4)視覚を通じて美観を起こさせるものであること(5)一定の範囲を占める部分であること(6)他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分であること」の要件を満たす必要があります(意匠審査基準71.4.1.1)。

そのため、物品の有体上の形状を伴わない模様又は色彩のみを表したもの等は、部分意匠として登録されません。

また、後述する組物の意匠は、部分意匠として登録することはできません。組物の意匠は、組物の意匠全体の統一感を保護するのが目的であるのに対し、その部分意匠はデザイン全体の統一感の保護を求めるものではないので、組物の制度趣旨になじまないからです²⁾。

2.3 部分意匠の類否判断

意匠登録を受けようとする部分(図面等に実線等で表される部分意匠である部分)とその他の部分(図面等に破線等で表される部分)の関係について、次の3つの学説があります。

第1に、権利主張されている「部分」が使用 されていれば、それがどのような部位に用いら れても、権利範囲に入るという立場(独立説)³¹、 第2に、開示された図面を重視し、願書の図面に開示された部位と違う方法で使用された場合には、類似範囲に入らないとする立場(要部説)4)、第3に、部分意匠を部分自体に創作的寄与が認められたものと、配設関係に創作的寄与が認められるものとに分類し、前者については位置、大きさ及び範囲が登録意匠の類似範囲に及ぼす影響を与える度合いが低く、後者には位置、大きさ及び範囲に及ぼす影響を与えるとする立場です(タイプ別部分意匠類否論)5)。

審査における類否判断は、「(1) 意匠に係る物品(2) 当該物品における用途及び機能(3) 当該部分の形態(4) 当該部分の位置,大きさ、範囲」の共通点及び差異点を認定し、これらの共通点及び差異点を意匠全体として総合的に観察して、それらが両意匠の類否判断に与える影響を評価することにより行われます(意匠審査基準71.4.2.2.1)。基本的には要部説に立っていますが、部分意匠自体に創作的寄与を認めて登録されている例もあります。

実線部分と破線部分との関係について, 判断 が示された侵害訴訟はありませんが、審決取消 訴訟における「プーリー事件」(知財高判平成 19年1月31日 最高裁WP) 6) においては、「部 分意匠の類否判断に当たっては、意匠登録を受 けようとする部分の形状等と、同部分と位置等 が大きく異なる部分についての形状等は,仮に, それらの形状等自体が共通又は類似したとして も,美感上,看者に与える印象が異なる場合も あるから, 意匠登録を受けようとする部分とそ れに相当する部分が、物品全体の形態との関係 において、どこに位置し、どのような大きさを 有し,全体に対してどのような割合を占める大 きさであるか(「位置等」)についての差異の有 無を検討する必要がある」と要部説をとりつつ、 「意匠登録に係る部分とそれに相当する部分の 位置等の差異を考慮するに当たっては、上記意 匠制度の趣旨を没却することがないようにしな

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ければならない。破線部の形状等や部分意匠の 内容等に照らし、通常考え得る範囲での位置等 の変更など、予定されていると解釈し得る位置 等の差異は、類否判断に影響を及ぼすものでは ない。」と判示し、位置等の差異につき1つの 見解が示されました。

2. 4 部分意匠の意匠権の効力

部分意匠と同一又は類似の部分意匠を含む意 匠を実施すると、部分意匠の意匠権侵害となり ます。

しかし、部分意匠の類似をどのように捉えるかにより、部分意匠の意匠権の効力の及ぶ範囲は異なります。例えば、レンズ部分に特徴があり、そのレンズがカメラの中央部分に配設されている部分意匠の意匠権の効力は、独立説では、同じ特徴を有するレンズ部分が右上に配設されているカメラが実施されれば、その効力が及びますが、要部説では、レンズの位置が異なりますので、意匠権の効力が及ばないこととなります。また、タイプ別部分意匠類否論においては、創作的寄与がレンズ自体か配設関係かで、上記の独立説と要部説に分かれることになります。

2.5 実務上の留意点

自転車のハンドルのように、部分意匠にも、 部品の意匠にも捉えることができるものがあり ます。いずれの態様で権利化するかは、その意 匠に係る物品の分野における模倣状況や登録の 容易性により検討すべきです。

自転車のハンドルの例で、これを部分意匠と して権利化すれば、当該部分意匠と同一又は類 似するハンドルを、当該部分意匠の相対する位 置等に有する自転車を製造すれば、直接侵害に なります。自転車を製造しなくとも、自転車の ハンドルを製造すれば、間接侵害の可能性があ ります。

これに対して、自転車のハンドルを自転車の

部品の意匠として権利化した場合は、他人がこれと同一又は類似するハンドルを製造すれば直接侵害になります。

部分意匠は,類否判断に際し位置等が判断要素の一つとなりますので,部品の意匠に比べ登録されやすいですが,部分意匠でも,部品の意匠でも権利化される可能性が高いのであれば,類否判断に際し,位置等を問題としない部品の意匠として権利化した方が良いと思われます。

部分意匠に関する損害賠償については,「化粧用パフ事件」(大阪地判平成17年12月15日)⁷において,「その額は,同部分のイ号物件全体に占める価額の割合等を基準に,イ号物件全体の利益に対する同部分の寄与度を考慮して定めるべきである」と判示されています。部品の意匠の場合,当該部品の価格が考慮されますので,部分意匠の寄与度を考慮する手法をとると,損害額は,部分意匠と部品の意匠と同額になることになります⁸)。

3. 組物の意匠制度

3. 1 組物の意匠制度とは

組物の意匠制度とは、同時に使用される二以上の物品であって、経済産業省令で定めるものを構成する物品に係る意匠が組物全体として統一があるときは、一意匠として出願を認め、登録する制度をいいます(8条)。

意匠登録出願は、一物品の一意匠ごとにしなければなりませんが (7条)、集合物の中でも特別に一意匠として出願が許されたのが組物です。

平成10年の意匠法の改正により、システムデザイン等の保護強化を図るべく、「一組のオーディオ機器セット」「一組のテレビ受像機セット」等、経済産業省令で定める組物の対象が従前の13物品から56物品に拡大されました。

3. 2 組物の意匠の登録要件

従前は、「組物全体」の意匠に加え、組物の構成物品に係る意匠についても、登録要件が判断されていましたが、平成10年の法改正により、登録要件は「組物の意匠」全体のみについて判断されることとなりました。

組物の意匠として登録されるためには、新規 性(3条1項)等の通常の意匠の登録要件を満 たす他に、「(1) 願書の『意匠に係る物品』の 欄に記載されたものが経済産業省令で定めるも のであること(2)構成物品が適当であること (3) 組物全体として統一があること | の要件 を満たす必要があります(意匠審査基準72.1.1)。 そのため、経済産業省令で定められていない物 品や、予め定められた組物の構成物品と異なる 構成物品を加えて組物として出願することはで きません。また、構成物品の形状、模様等の造 形処理が不統一なもの、構成物品全体として一 つのまとまった形状又は模様を表さないもの. 各構成物品の形状等で一つの物語を観念できな いもの等は、全体としての統一感がないので、 組物として登録することはできません。

3. 3 組物の意匠の効力と留意点

組物全体として一つの意匠権が認められます。そのため、例えば、「一組の台所セット」では、この構成物品である「流し台」と同一又は類似する「流し台」を他人が製造しても、組物の意匠権の侵害にはなりません。また、各構成物品は、独立した用途・機能を有しますので、間接侵害となる可能性も低いものと思われます。

従って、組物として統一感がある他、各構成物品についても創作性が認められる場合は、組物と各構成物品との双方について権利化を図った方が、より強い権利となります。

4. 関連意匠制度

4. 1 関連意匠制度とは

関連意匠制度とは、自己の本意匠に類似する 意匠(関連意匠)について、当該関連意匠の意 匠登録出願の日がその本意匠の意匠登録出願の 日以降であって、第20条第3項の規定によりそ の本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報 の発行の日前である場合に限り、意匠登録を認 める制度をいいます(10条1項)。

デザイン開発においては、1つのデザインコンセプトから、多くのバリエーションの意匠が創作されます。従前は、バリエーションの意匠について、自己の登録意匠にのみ類似する意匠であることを要件に、類似意匠の意匠権を取得することができました。しかし、侵害訴訟において、類似意匠の意匠権には、独自の効力が認められておらず、保護が十分ではありませんでした。そこで、平成10年の法改正により、類似意匠制度を廃止し、関連意匠制度を導入し、バリエーションの意匠の保護の充実化を図ることとしたのです。)。

4.2 関連意匠の登録要件

関連意匠として登録されるためには、新規性(3条1項)等の通常の意匠の登録要件を満たす他に、「(1)本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること(2)本意匠に類似する意匠に係る意匠登録出願であること(3)本意匠の意匠登録出願の日以降であって、本意匠に係る意匠公報(秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。)の発行の日前に出願された意匠登録出願であること」の要件を満たす必要があります(意匠審査基準73.1.1)。そのため、本意匠の出願人と関連意匠の出願人が異なる場合

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

や、関連意匠にのみ類似する意匠は、関連意匠として登録することはできません。また、本意匠の意匠権について専用実施権が設定されている場合も、関連意匠として登録することはできません(10条2項)。本意匠が秘密意匠である場合は、1回目の公報(図面等の意匠の内容が掲載されていない公報)の発行日前までに、出願しなければなりません。

なお、関連意匠登録出願をすることができる時期が、本意匠の出願と同日であったのが、平成18年の法改正(平成19年4月1日施行)により、上記(3)のとおり、本意匠の公報発行の日前までとなりました。この改正により、バリエーションの意匠の全ての図面等を一時に準備しなくとも、当初実施商品に係る意匠から先行して出願し、追加的に開発されたバリエーションの意匠を出願する等、柔軟な出願方法をとることができるようになりました100。

4. 3 関連意匠の効力と留意点

関連意匠の意匠権は、本意匠と同様に独自の 効力を有し、関連意匠の意匠権に基づく権利行 使が可能となります。

しかし、複数の類似する意匠につき、どの意匠を本意匠とするべきかは検討する必要があります。本意匠とすべき意匠と、関連意匠とすべき意匠を誤ると、複数のバリエーションの意匠として保護される範囲が狭くなるおそれがあるからです。

また、全体に係る意匠や組物の意匠を本意匠 (又は関連意匠)とし、その部分意匠や組物の 意匠の構成物品を関連意匠(又は本意匠)とす ることはできません。

さらに、関連意匠の意匠権は、本意匠の意匠権と権利が重複する部分が生じます。そのため、関連意匠の意匠権の存続期間は、本意匠の設定登録の日から20年で終了し(21条2項)、本意匠の意匠権及び他の関連意匠の意匠権との関係

で、移転や専用実施権の設定に一定の制約があります(22条1項、27条)。

なお、平成18年の法改正により、関連意匠の 出願時期が緩和されましたが、関連意匠を本意 匠の出願後に出願する場合は、本意匠及びこれ に類似する意匠の実施時期、関連意匠に類似す る他人の公知意匠に留意する必要があります。 関連意匠も通常の出願と同様に新規性の登録要 件(3条1項)を具備しなければならないから です。関連意匠の出願前に、本意匠を実施等し てしまった場合は、本意匠を公知にした日から 6ヶ月以内で、本意匠の公報発行日前に、新規 性喪失の例外規定の適用を主張して出願をする こととなります。

5. 秘密意匠制度

5. 1 秘密意匠制度とは

秘密意匠制度とは、出願人の請求により、意 匠権の設定の登録の日から3年以内の期間、そ の意匠を秘密にする制度をいいます(14条)。

意匠権は独占排他権であるため、意匠登録がされるとその内容が意匠公報に掲載され、権利内容が第三者に公表されます。しかし、意匠は、物品の美的外観であり、模倣されやすく、流行にも左右されるという特質があります。そのため、実施化がまだ先である意匠を公開されると、他人にその意匠を模倣されるおそれがあります。この場合、登録意匠の内容を公開せずに、まずは先願権を確保する必要があり、秘密意匠制度が利用されます。この制度を利用することにより、意匠の公開時期を実施時期に可能な限り合わせることができます。

なお、平成18年の法改正により、秘密意匠の 請求できる時期が、出願と同時に行う場合に加 え、第1年分の登録料の納付と同時に行えるよ うになりました。

5. 2 秘密意匠の請求の効果と留意点

秘密意匠の請求を行うと、秘密期間経過前に発行される意匠公報には、意匠権者の名称(氏名)等の形式的な事項のみ掲載され、意匠の内容がわかる図面等は掲載されません。秘密期間経過後は、通常の意匠権と同様の事項が公報に掲載されます。また、秘密期間中は意匠権者以外の者は、原則として、秘密意匠登録に関する証明や、書類を閲覧することはできません(14条4項、63条1項2号)。

従って、秘密期間中に、その権利内容が意匠 公報に掲載されていませんので、差止請求権を 行使する場合には、意匠公報に掲載される事項 を記載した書面であって、特許庁長官の証明を 受けたものを提示して警告しなければなりませ ん (37条 3 項)。また、秘密期間中の他人の侵 害行為については、過失は推定されません (40 条但し書)。

また、上述のとおり、平成18年の法改正により、第1年分の登録料の納付と同時に秘密の請求ができるようになりましたが、登録料は、利害関係人も納付することができます。利害関係人が納付すると、秘密の請求ができなくなりますので、その点に留意する必要があります120。

6. 動的意匠制度

動的意匠制度とは、例えば、蓋を開けると猫 が飛び出してくるびっくり箱のように、意匠に 係る物品の形状、模様等がその物品の有する機 能に基づいて変化する意匠を,一出願で保護する制度をいいます(6条4項)。その意匠権は,変化する前後の一連の形態を有する意匠全体を保護することとなります。

7. おわりに

以上のとおり, 意匠法特有の制度の概要について, 説明しました。本稿が意匠法の有効利用の役に立てば幸いです。

注 記

- 1) 特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室 編『平成10年改正工業所有権法の解説』発明協 会32頁乃至33頁
- 2) 前揭注1)37頁乃至35頁
- 3) 佐藤恵太「部分意匠の権利範囲に関する覚書」 『知的財産と現代社会』信山社693頁
- 4) 吉原省三「部分意匠の問題点」『知的財産と現代 社会』信山社117頁,加藤恒久『部分意匠論』尚 学社228頁
- 5) 青木博通『知的財産としてのブランドとデザイン』 有斐閣287頁
- 6) 平成18年(行ケ)第10317号
- 7) 平成16年(ワ)第6262号
- 8) 前掲注5)294頁
- 9) 前掲注1)58頁
- 10) 特許庁総務課制度改正審議室編『平成18年意匠 法等の一部改正産業財産権法の解説』発明協会 26頁
- 11) 特許庁編『工業所有権逐条解説』第16版発明協会903頁
- 12) 前掲注10) 35頁

(原稿受領日 2008年3月25日)